

社労連 第 694 号
令和 7 年 12 月 25 日

都道府県社会保険労務士会会长 殿

全国社会保険労務士会連合会
会長 若林 正清
(公印省略)

令和 8 年 4 月施行の在職老齢年金制度の見直しに関する周知広報について

謹啓 平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今般、厚生労働省年金局総務課及び年金課及び事業管理課から別添のとおり情報提供がございました。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

謹白
(担当: 業務部企画・広報課 企画係)

事務連絡
令和7年12月19日

全国社会保険労務士会連合会 御中

厚生労働省年金局総務課
厚生労働省年金局年金課
厚生労働省年金局事業管理課

令和8年4月施行の在職老齢年金制度の見直しに関する周知広報について

標記について、令和7年12月19日付事務連絡（別添1及び別添2）により、地方厚生（支）局年金調整課及び年金管理課並びに日本年金機構事業企画部宛に発出しましたので、お知らせします。

事務連絡
令和7年12月19日

日本年金機構事業企画部 御中

厚生労働省年金局総務課
厚生労働省年金局年金課
厚生労働省年金局事業管理課

令和8年4月施行の在職老齢年金制度の見直しに関する周知広報について（依頼）

令和7年年金制度改革において見直しが行われた、在職老齢年金制度の支給停止調整額の引上げについて、事業主や労働者に対して、制度の意義や見直しの趣旨及び内容を分かりやすく説明し、理解を得ながら、制度改正対応を進めることができるようにチラシを作成し、令和7年12月24日に厚生労働省HP上に公開します。つきましては、日本年金機構においても、了知、活用いただきますようお願いします。

記

1. チラシの内容及び厚生労働省HPにおける掲載先について

令和7年5月の法案提出時に公開した年金制度改革法（在職老齢年金制度）のページに、以下のチラシを令和7年12月24日に掲載します。

- 【別紙】働きながら年金を受給する皆さん 在職老齢年金制度が改正されます
(2025年12月版)

「厚生労働省」HP 在職老齢年金制度の見直しについて

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00022.html)

2. チラシの更新予定について

令和8年1月下旬に予定されている、令和8年度の支給停止調整額の確定に合わせ、チラシの支給停止調整額等を修正した上で、令和8年1月末までに差し替えを予定しています。

事務連絡
令和7年12月19日

地方厚生(支)局
年金調整課・年金管理課 御中

厚生労働省年金局総務課
厚生労働省年金局年金課
厚生労働省年金局事業管理課

令和8年4月施行の在職老齢年金制度の見直しに関する周知広報について

標記について、令和7年12月19日付事務連絡により、日本年金機構事業企画部宛に発出しましたので、お知らせします。

2026年4月スタート

働きながら年金を受給する皆さん
在職老齢年金制度が改正されます



年金の減額を意識せず より多くの収入を得られるようになります!

働く方の年金が減額^{*1}になる基準額^{*2}が変わります

2026年3月まで

51万円/月



2026年4月から

62万円/月

* この基準額は2025年12月時点の金額であり、
2026年1月下旬に正式に確定される予定です。

*1 老齢基礎年金は減額されません。

*2 基準額とは賃金と老齢厚生年金を合わせた金額です。上記の金額は毎年度、賃金の変動に応じて改定されます。

例 賃金月46万円、老齢厚生年金の受給額が月10万円の場合のイメージ

2026年3月まで

基準額 51万円

老齢基礎年金
6万9千円

賃金 46万円
(ボーナスを含む年収の12分の1)

老齢厚生年金
7万5千円

基準を超えた
5万円の半額
2万5千円が
支給停止

停止

2026年4月から

新基準額 62万円

老齢基礎年金
6万9千円

賃金 46万円
(ボーナスを含む年収の12分の1)

さらに賃金が
6万円増えても
年金の減額なし

本来の老齢厚生年金
10万円

老齢厚生年金が全額受給できるようになります

62万円を超えても、実際に支給される年金額と賃金の合計額はなだらかに増加する仕組みであり、手取り収入が減少することはありません。

厚生労働省
在職老齢年金制度
の見直しについて



在職老齢年金制度の見
直し(Youtube)



在職老齢年金制度とは

在職老齢年金とは、働きながら年金を受給する高齢者について、一定額以上の報酬のある方は年金制度を支える側に回っていただくという考え方に基づき、年金の支給額を調整する仕組みです。

- ・ 年金のうち、調整の対象となるのは「老齢厚生年金」のみです。
- ・ 支給停止される額の計算は、月額単位で行います。
- ・ 基準額を超過した場合に調整(支給停止)されるのは年金です（給与には影響ありません）。



今回の見直しの趣旨は？

令和7年度年金制度改革法に基づき、令和8年4月から、年金が減額になる基準額（賃金と老齢厚生年金の合計）が月51万円から62万円に引き上げられます。

平均寿命・健康寿命が延びる中で、働き続けることを希望する高齢者の方の活躍を後押しし、より働きやすい仕組みとすることが、今回の見直しの趣旨です。

※基準額は毎年度、賃金の変動に応じて改定されます。



在職老齢年金の計算方法(日本年金機構)



日本年金機構のウェブサイトやパンフレットでは、在職老齢年金制度の説明や詳しい年金の計算方法をご説明しています。



年金額試算をしたい(ねんきんネット)



ねんきんネットでは今後の働き方や、老齢年金を受け取る年齢など、詳細な試算条件を設定して試算できます。

※現時点では51万円の基準額で試算が可能であり、62万円の基準額で試算が可能となるのは、令和8年4月以降となります。



年金のご相談(電話・窓口)



電話(コールセンター)または、全国の年金事務所や街角の年金相談センターの窓口等で受け付けています。